

去る3月7日、第2回定例会において恩納村附属機関設置条例の一部を改正する条例が提案されました。

提案理由 | 恩納村地域づくり推進委員会を廃止し、恩納村SDGs推進委員会への統合および恩納村真栄田岬周辺活性化施設指定管理者評価委員会を設置することに伴い、恩納村附属機関設置条例の一部を改正する必要があるため。

賛成討論 11番 大城 保

一番の目的は地域の活性化です。今までの経緯の中で長年に渡って問題が生じ、活性化を目的とした施設が地域をぎくしゃくさせているような状況があり、当局も改善に向けて色々取り組んだ経緯を伺っています。しかし解決には至らなく議会としては本来の目的である地域活性化を優先して3つの特記事項を折り込んで議会承認しました。今回第三者である専門有識者を入れることで委員会で報告を受けました。よって条例の一部改正に賛成します。

反対討論 3番 新城 哲

各議員の話を聞いているいろいろ考えることがありましたが私も一つの組織にだけ特化した取り組みではなく全体を見れる組織のほうがいいと思いますので反対に賛同します。

賛成討論 15番 又吉 貢

条例の一部修正の中身全てを議論したわけではなく否決されている事が1点と株式会社まえだの件は議会の中で色々話し合いが行われ3つの特記事項となった。解決には専門家の意見が必要です。全体を見ることも必要ですが委員会を立ち上げた後に全体を見る委員会を立ち上げる。株主はほぼ字民で行われており区民全体の会社ですので、そこでぎくしゃくすると活性化出来るような状態ではない。早く正常な運営に戻して頂きたいということで賛成します。

反対討論 17番 富山 達彦

指定管理の中で真栄田岬だけが特記事項でやっていくのか。確かに特記事項を作れば真栄田岬は良くなっていくとは思いますが。他の指定管理に関してもこの様な形でやるのが一番良いのではと思います。他の指定管理者から問題が出てきた場合に、どの様な対応をしていくのか。これは条例でするので変えていくのは難しいと思います。色々考えた上で私は反対します。

採決の結果賛成6名、反対9名により原案は否決された

第1回臨時会議、第2回定例会議 結果

令和5年第1回恩納村議会臨時会

令和5年2月7日

議決の状況

原案可決:1件 その他:1件

令和5年第2回恩納村議会定例会

令和5年3月7日～24日会期18日(うち5日休会)

議決の状況

原案可決:29件 修正可決:1件 否決:2件 その他:3件

議案(全会一致を除く)に対する議員の賛否一覧

議案 番号	件名	議決 結果	大城 節子	比嘉 秀康	新城 哲	亀谷 梢	稲村 雅司	富山 直彦	宮崎 匠	安里 周作	山田 政幸	大城 保	佐渡山 明	大城 堅三	島袋 裕介	又吉 貢	喜納 正誠	富山 達彦
議案 第4号	恩納村附属機関設置条例の一部を改正する条例について (原案に対して反対多数)	否決 9:6	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	議長	○	○	×
議案 第5号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (原案に対して反対多数)	否決 9:6	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○		○	○	×
議案 第19号	令和5年度恩納村一般会計予算について (修正案に対して賛成多数)	修正可決 13:2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×		○	×	○

※議長は採決に加わりません。○:賛成 ×:反対 退:退席 欠:欠席 不:不在

討論

恩納村附属機関設置条例の一部を改正する条例について(議案第4号)

賛成討論 13番 大城 堅三

我々も長年かけてやりました。当初、株式会社まえだは、株問題等、係争問題もあり、百条委員会も設置されました。その後に委員会も作り、当局の融和策等といった努力をし議会と当局で一緒にやらないと成立しないということで当局の頑張りもあり結びつけた経緯があります。こうした資料等、その辺の声も聞かずに否決ということは、ちょっと乱暴ではないかなという思いで賛成の討論といたします。

反対討論 6番 稲村 雅司

評価委員会ですが、協定書の特記事項、会社組織融和が図られているか、株主以外の監査委員選出、山田校区4行政区による協議会設置この3項目を評価するための委員会であると当局より説明をいただきました。評価委員会を立ち上げるのであれば、恩納村の指定管理者施設全体に適用できる委員会の設置をして、適正な評価を行い改善点を見出せる評価委員会であるべきだと思います。以上で私の反対討論を終了します。

賛成討論 12番 佐渡山 明

議員必携には議会が持つ2つの使命、具体的な施策の最終決定、行財政運営の批判と監視これが完全に達成できるよう議会の一員として努めることと書かれています。資料も要求しない。現地に出向いてもいい。これで慎重審議と言えるのか。議会が持つ2つの大きな使命を全うされたのか。私はとても疑問に感じています。ましてやこの条例内に掲げているSDGsの委員会とかも議論もなく否決。そのようなことで私は原案に賛成します。

反対討論 8番 宮崎 匠

3つの特記事項の監査役の選出、協議会設置は既に取り組みられています。融和策は会社組織の融和、その取組努力が見られるかという内容。これは条例改正までして評価委員会を設置する必要性は私は感じません。しかし、協定書は結ばれています。評価はしなければなりません。そこは特別職を配置するのではなく、要綱等に対応、設置できるその範囲内、その他の委員で対応できる範囲内だと考えます。よって私はこの原案に対して反対いたします。

賛成討論 16番 喜納 正誠

株式会社まえだの設立から約15年、議会でも相当議論しました。その問題を議会と当局と歩み寄って解決しなければという案が協定書の特記事項です。専門の方々がメスを入れ整備する。今回の条例は評価委員に顧問弁護士、中小企業診断士、北部広域市町村圏事務組合長、特に真栄田は北部振興事業でやった事業です。この何十年か、当初の計画からほころびてどこへ行っているのか分からない。それを精査しようということの試みです。よって原案のとおり賛成します。

反対討論 9番 安里 周作

特別な場合は各々に条例を作っていく、統一は出来ないのではとの話でしたが利益を出さない指定管理と利益が出る指定管理と色々ありますが同じ様な問題を抱える他の指定管理もあり、同じ様な状況が発生するのではという村民の声も聞こえます。その様な所は統一的に見て行くべきではないかと思います。評価委員の立ち上げに関して賛成ではありますが、各々に関してと言う所で私はどうかと思います。その様な理由をもって私は原案に反対します。

賛成討論 10番 山田 政幸

前経済建設民生委員長報告を踏まえ、この条例改正の提案がされていると思います。この事業は地域活性化を目的に起こされた事業であり、果たして株式会社まえだに指定管理を受けさせて良いものか委員会でも、当局でも色々練り疑問視し協議した経緯があります。その落としどころとして、融和策を図るということで最終的に決まった特記事項です。当局と委員会の中で決まったものを守って健全な運営をして頂きたいという思いからこの原案に賛成します。

反対討論 7番 當山 直彦

たくさんの議員の皆さんが賛成、反対の立場でお話しされているのを聞いて、私の中でもこの原案をそのまま可決してもいいところか悩むところがあります。というのも、今回は真栄田に特化したものをやっているようですが私はやはり恩納村の指定管理全体を評価する組織づくりが必要かと思うのでこの議案には反対したいと思います。